

監事監査報告書

地方独立行政法人加古川市民病院機構

理事長 大西 祥男 様

私たちは、地方独立行政法人法第13条第4項および第34条第2項に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

地方独立行政法人加古川市民病院機構監事監査規程に基づき、理事長、理事、内部監査員、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が地方独立行政法人法又は他の法令の適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会計計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員（監事を除く）の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。
- (4) 財務諸表及び決算報告書に関する会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

2025年6月16日

地方独立行政法人 加古川市民病院機構

監事 松田 稔 印

監事 久保 一人 印